

日薬連発第 444 号
2025 年 6 月 30 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会

**要指導医薬品及び一般用医薬品の承認の予見性向上等に向けた総審査期間の考
え方について**

標記について、令和 7 年 6 月 30 日付け医薬薬審発 0630 第 1 号にて厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課長より通知がありました。（日薬連宛て：医薬薬審発 0630 第 2 号）

つきましては、本件につき貴会会員に周知徹底いただきたく、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

医薬薬審発 0630 第 2 号
令和 7 年 6 月 30 日

(別記 1) 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

要指導医薬品及び一般用医薬品の承認の予見性向上等に向けた
総審査期間の考え方について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、御了知の上、周知方願います。

(別記 1)

日本製薬団体連合会 会長

日本製薬工業協会 会長

日本一般用医薬品連合会 会長

日本 O T C 医薬品協会 会長

欧州製薬団体連合会 会長

米国研究製薬工業協会在日執行委員会 委員長

一般社団法人日本医療機器産業連合会 会長

一般社団法人日本臨床検査薬協会 会長

欧州ビジネス協会医療機器・IVD 委員会 委員長

米国医療機器・IVD 工業会 会長

日本化粧品工業会 会長

日本石鹼洗剤工業会 会長

日本ヘアカラー工業会 会長

日本パーマネントウェーブ液工業組合 理事長

日本歯磨工業会 会長

日本家庭用殺虫剤工業会 会長

日本防疫殺虫剤協会 会長

一般社団法人日本衛生材料工業連合会 会長

日本浴用剤工業会 会長

欧州ビジネス協会化粧品・医薬部外品委員会 委員長

在日米国商工会議所 トイレタリー・化粧品・フレグランス委員会 委員長

日本輸入化粧品協会 理事長



医薬薬審発 0630 第 1 号
令和 7 年 6 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

要指導医薬品及び一般用医薬品の承認の予見性向上等に向けた
総審査期間の考え方について

要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「一般用医薬品等」という。）の総審査期間については、これまで行政側、申請者側双方の努力により短縮を図ってきたところです。これに加え、迅速な審査の実施の向上を図る観点から、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項にて定める「独立行政法人医薬品医療機器総合機構 令和 7 年度計画」（以下「PMDA 令和 7 年度計画」という。）において、「令和 7 年度に承認された要指導・一般用医薬品の区分 1 から 6 及び殺虫剤等（医薬品）の区分 1，2 の申請から承認までの総審査期間について、50%タイル値で 12 か月を達成する（ただし、令和 6 年 4 月以降に申請された品目を対象とし、都道府県等の GMP 調査に要した期間、申請者側が通算で 12 か月以上の資料整備期間を要したもの及び申請者側が照会回答・差換え指示に基づく資料提出に規定以上の期間を要したものを除く。なお、規定の期間については厚生労働省との協議の上で定める。また、要指導・一般用医薬品部会後の手続きに要した期間の取扱いについては、今後、厚生労働省と協議の上で検討する。）」とされました。

今般、令和 7 年度計画における「申請者側が照会回答・差換え指示に基づく資料提出に規定以上の期間を要したもの」について、下記のとおり規定しますので、御了知の上、貴管内関係事業者に対し周知方ご協力お願いいたします。

また、本通知の写しについて、別記の団体等に宛てて連絡するので、念のため申し添えます。

記

1 一般用医薬品等における総審査期間の算出について

PMDA令和7年度計画に定める「申請者側が照会回答・差換え指示に基づく資料提出に規定以上の期間を要したもの」とは、照会日から当該照会回答日まで及び差換え指示日から差換え資料提出日までに実際に要した合計の期間がそれぞれの目安の合計の期間よりも30日以上を要した品目であり、これを令和7年度計画に定める目標値の算出対象から除外する（目安の期間は下表のとおり）。

なお、令和7年度中に承認された品目から本通知の適用を行う。

表 照会回答目安の期間

	申請者（回答者）の持ち時間
照会回答（1回目）	30日
照会回答（2回目）	30日
照会回答（3回目）	15日
照会回答（4回目）	15日
照会回答 （5回目以降それぞれ）	15日
差換え資料提出	7日

※照会回答の申請者（回答者）の持ち時間は、照会日から回答日までの期間とする。

なお、照会日とは医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が照会を発出した日であり、回答日とは機構が回答を受理した日である。

※差換え資料提出の申請者（回答者）の持ち時間は、差換え指示日から差換え資料提出日までの期間とする。なお、差換え指示日とは機構が差換え指示を行った日であり、差換え資料提出日とは機構が差換え資料を受理した日である。

※日は延べ日数であり、営業日ではない。

※照会日（差換え指示日）の翌日を起算日として期間の計算を行う。

(例1) 目標値の算出対象となる場合

照会回答（1回目）まで70日（目安より+40日）、照会回答（2回目）まで10日（目安より-20日）、差換え提出まで10日（+3日）を要した場合

申請者側の持ち時間の合計が目安の合計期間より、23日超過（30日未満）であることから、目標値の算出対象の品目とする。

	持ち時間の目安	例1	目安との差
照会回答（1回目）	30日	70日	+40日
照会回答（2回目）	30日	10日	-20日
差換え資料提出	7日	10日	+3日
合計	67日	90日	+23日

(例2) 目標値の算出対象外となる場合

照会回答（1回目）まで40日（目安より+10日）、照会回答（2回目）まで20日（目安より-10日）、照会回答（3回目）まで50日（目安より+35日）、差換え資料提出まで5日（-2日）、照会回答（4回目）まで20日（+5日）、照会回答（5回目）まで13日（目安より-2日）、差換え提出まで13日（目安より+6日）の場合

申請者側の持ち時間の合計が目安の合計期間より、42日超過（30日以上）であることから、目標値の算出対象外の品目とする。

	持ち時間の目安	例2	目安との差
照会回答（1回目）	30日	40日	+10日
照会回答（2回目）	30日	20日	-10日
照会回答（3回目）	15日	50日	+35日
差換え資料提出	7日	5日	-2日
照会回答（4回目）	15日	20日	+5日
照会回答（5回目）	15日	13日	-2日
差換え資料提出	7日	13日	+6日
合計	119日	161日	+42日

(別記)

日本製薬団体連合会 会長
日本製薬工業協会 会長
日本一般用医薬品連合会 会長
日本OTC医薬品協会 会長
欧州製薬団体連合会 会長
米国研究製薬工業協会在日執行委員会 委員長
一般社団法人日本医療機器産業連合会 会長
一般社団法人日本臨床検査薬協会 会長
欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会 委員長
米国医療機器・IVD工業会 会長
日本化粧品工業会 会長
日本石鹼洗剤工業会 会長
日本ヘアカラー工業会 会長
日本パーマネントウェーブ液工業組合 理事長
日本歯磨工業会 会長
日本家庭用殺虫剤工業会 会長
日本防疫殺虫剤協会 会長
一般社団法人日本衛生材料工業連合会 会長
日本浴用剤工業会 会長
欧州ビジネス協会化粧品・医薬部外品委員会 委員長
在日米国商工会議所 トイレタリー・化粧品・フレグランス委員会 委員長
日本輸入化粧品協会 理事長
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 理事長
各地方厚生局長